

平成27年度 第1回山武市総合教育会議 会議録

日時 平成27年7月1日(水) 午前10時00分
場所 山武市役所 新館 第5会議室
議題 (1)総合教育会議について
①山武市総合教育会議の運営について
②会議の運営に関し必要な事項を定めることについて
(2)協議・調整事項
①山武市教育大綱の策定について
②市立小中学校の規模適正化・適正配置について
③その他

出席者 ◎市長 椎名 千収
◎教育委員
委員長 小野崎 一男
委員長職務代理者 高柳 善江
委員 五木田 孝義
委員 小川 一成
委員 今関 百合
教育長 嘉瀬 尚男
○関係職員
副市長 中野 伸二
総務部長 関 嘉和
教育部長 渡邊 聰
総務課長 石橋 和記
財政課長 小川 雅弘
企画政策課長 田上 和弘
教育総務課長 小川 宏治
学校教育課長 齊田 謙一
学校教育課指導室長 井上 博文
生涯学習課長 小野 稔
スポーツ振興課長 高橋 宏和
・事務局
教育総務課総務企画係長 秋葉 一徳
教育総務課総務企画係主査補 鈴木 慎太郎
教育総務課総務企画係主査補 篠原 正洋

◎開 会

教育部長

皆さん、おはようございます。司会進行を務めます教育部長の渡邊でございます。ただいまから平成27年度第1回山武市総合教育会議を開会します。

総合教育会議は、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として設置されるものです。今回がその第1回目の会議となります。

それでは、初めに市長から挨拶をお願いしたいと思います。椎名市長、よろしくお願いします。

市長

それでは、市長部局から最初にご挨拶をさせていただきます。今日は、教育委員会の皆様方、特に教育委員の皆様、お忙しい中、お時間を割いていただきまして、初めての総合教育会議の開催に当たって、ご参加をいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

何しろ初めてのことでございますが、いずれにしましても、私ども山武市の教育につきましても、これまでも教育委員会に最大限の意思決定までお願いしていると思っております。

そういった中で、ここに書いてあるように、予算に関することで、どうしても私どもが中心的に携わってきたこともあって、分離しては都合の悪いことがあって、この総合教育会議があえて創設されたと思っておりますし、また、特に新しい組織及び運営に関する法律という中で、教育長の権限といいますものが明確になってくるということで、その中で市長と教育長の意思統一をしっかりとしていかなければいけないということに大きな役割がこの会議にあると思っております。

これからも政治を教育に持ち込む道具にされる場合もあるのかもしれない。個人的には、教育と政治というのは、しっかりと切り離していきたいと考えてございますので、例えば、私のところに政治的な圧力がかかっているということがあっても、教育の政治からの独立性という自覚を持っていきたいと、基本的に私は考えております。これまでと同じように、教育委員会で子どもたちの将来を形成するためのご配慮をお願いしたいと思っております。

今日、初めてのことでございますので、幾つか調整を図っていかなければならないこともありますし、ご意見を賜って、これから新しい形で形成していきます。山武市教育のために、今日は充実した会議になることをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

教育部長

ありがとうございました。

続きまして教育委員長挨拶、小野崎委員長から挨拶をお願いします。

委員長

おはようございます。

6月の教育委員会定例会で、委員長を仰せつかりました小野崎でございます。各委員の皆様のご協力を得て進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これまでも市長とは懇談会という場で、いろいろお話をさせていただいておりますので、従来の流れからすると、そんなに変わることはないと思っておりますが、法的に位置づけられた総合教育会議でございますので、今日は緊張しながらいろいろ論議をしないといけないと思っております。

ただ、総合教育会議だけではなくて、また別の機会に懇談会的な機会もつくっていただくと、もう少し机の距離も縮めながら話ができるのかな、とも思っております。これはこれとして総合教育会議として進めていきますが、別の機会もぜひ設けていただくとありがたいと思います。

いろいろ協議する内容も多々ありますので、時間の許す限り話し合いができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部長

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本日出席されております皆様の紹介、それから、事務局の紹介をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(ここで、出席者及び事務局の紹介を行った。)

教育部長

それでは、早速議事に入ります。議長につきましては、後ほど説明いたしますが、「山武市総合教育会議設置要綱(案)」第4条第1項、「会議は、市長が招集し、会議の議長となる」とありますので、市長にお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育部長

それでは市長、よろしく申し上げます。

◎議 事

(1) 総合教育会議について

①山武市総合教育会議の運営について

市長

それでは市長が議長となるということでございますので、しばらくの間議長を務めます。よろしくお願ひいたします。

最初に、(1) 総合教育会議についてを議題として取り上げます。事務局のから説明を求めます。

教育総務課長

教育総務課の小川でございます。それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

1 ページ目をご覧くださいと思います。総合教育会議の内容について、記載されたものでございます。これに基づきまして説明させていただきます。冒頭、渡邊部長から総合教育会議の趣旨についてお話がありましたとおり、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために、市長と教育委員会が総合教育会議の場で話し合いをするのが、法律で定められたということでございます。

構成は地方公共団体の長と教育委員会により構成されるということになっております。山武市の場合は、市長と教育委員会 6 人の 7 名で構成されることとなります。

留意事項ということで、1 ページ目の真ん中の破線で囲んである部分をご覧くださいなのですが、この会議は地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場という位置づけになっていて、附属機関という位置づけではないということが留意事項として掲げられています。

ここでの話し合いで協議・調整し、合意した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行することになる、という位置づけになります。これが主な総合教育会議の位置づけでございます。

この場で話し合われる事項については、1 つ目として、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議ということで、大綱をつくる際には総合教育会議に諮るということになっていきますので、大綱に関する協議を行う場であります。

2 つ目としまして、教育を行うための諸条件の整備、その他の地

域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議ということが掲げられております。

3つ目が、児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置といったことについて、協議・調整していただくということが求められている会議になります。

先ほどの、教育大綱に関することや、重点的に講ずべき施策の協議ということで、具体例として2ページ目の上段のところに掲げられておりますけれども、学校等の施設整備や教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算が関係するものについての調整というのが具体的に考えられます。もう1点は、幼稚園・保育所・認定こども園を所管する福祉部局との業務と、教育委員会、主にここで掲げられているのは福祉部局との連携というものにおいて、総合教育会議の中で話し合われる事項ではないかということで、想定される具体例として掲げられております。

3ページ目ですが、協議・調整の結果の尊重義務ということで、法第1条の4第8項に掲げられていることがここに書かれております。総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整の結果を尊重しなければならないこととし、ここでの話し合いの結果はそれぞれの権限に基づいて、尊重して取り扱うことが義務づけられております。

また、会議の公開と議事録の作成及び公表ということが求められています。これは、会議は公開で行う。一部、個人の秘密を保つために必要がある場合は非公開ということもありますが、原則は公開することになっています。それと、会議の議事録を作成し、公表することになっています。今回、事務局は教育委員会ですけれども、定例の教育委員会と同じように公開で、後ろに傍聴席は用意してございますし、この後、取りまとめをして会議録をつくりまして、ホームページで公開する予定になっております。

その他としまして、総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認める場合は、関係者や学識経験者を協議の場にお呼びして、協議に関して意見を聞くことができるということにもなっています。

4ページ目になります。今後のスケジュール、進め方ですが、事務局は市長の権限に属する事務の補助執行をするという形で、教育委員会の教育総務課がこの事務を行わせていただいているということになっております。

定期的な会議ですが、来年度以降については、おおむね年2回ぐらゐを検討している状況でございます。年度初めに教育委員会で定めていゑます教育振興基本計画の前年度の取り組み状況、内容につきまして、そういうものを踏まえてまたお話し合いをしていただければと思ひます。9月につきましては、新年度の予算の関係もありますので、教育に関する重要施策の方向性についてのお話し合いをしていただければということでお考へていゑます。臨時としまして、児童生徒の生命、身体保護等の緊急の場合、そういう施策を講ずべき事態が生じた場合は臨時の開催も考へていゑるということでございます。

本年度につきましては、大綱の策定や小中学校の統廃合の議題もあり、年3、4回の開催を予定しております。

①の総合教育会議の運営についてのお説明は以上でございます。

市長

それでは、資料1について、今、事務局から総合教育会議そのものについてのお説明をもらいましたが、何かこれについてご不明な点がありますか。大丈夫でしょうか。

委員長

せっかくの機会なので、私は、今回の新しい地教行法ができた一番の経過は、2ページ目の真ん中、具体例のところに入っている内容が、今回の一番のポイントかなと思ひておゑります。本来、これがないことが一番いいことなので。具体例というのゑ、そこに書いてあるように、特にいじめの問題等で緊急事態が発生するとかいうのが一番問題であつて、私なりにゑ、今回の改正のポイントかなと思ひてはおゑります。これを出さない、発生しないようにするのゑ基本なので、そういうところでそれぞれの担当が努力することが一番必要ではないかと思ひておゑります。内容的には問題ありません。以上です。

市長

ありがとうございました。

それは具体的に、発生しないためには、どこで何をやればいゑんですか。我々の役割としてこういう事態が発生した場合に、市長部局と教育委員会が連携して、しっかりやつていかなければいけませんが、今のご指摘はそういう事態にならないようにということですよゑ。

委員長

そうですね。

市長 そのためには、総合教育会議は何か、特にこういう方法でやらなければいけないというご意見でしょうか。

委員長 そういうことではなく、教育委員会として、具体的に言うと、学校教育課に指導室がありますので、各学校、幼稚園を回ったときに、それぞれの校長先生、園長先生と話をしながら、事前の施策を、ぜひ具体的に実行してもらいたい。

それは、日ごろもそのような話をしているはずなので、山武市とすると、こういうことがないように、最善の努力を払うべきだろうと思っているわけでありませう。

市長 ありがとうございます。市長部局、教育委員会が協力をして、こういう事態が発生しないように最大の努力を傾けましょうというご意見でよろしいですか。

委員長 はい。

市長 ありがとうございます。

(1) 総合教育会議について

②会議の運営に関し必要な事項を定めることについて

市長 それでは、②会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、取り上げたいと思います。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは5ページ目をご覧くださいと思います。

会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されているところでございます。今回、要綱をつくることにつきましては、そこに盛り込まれていない部分も含めまして、1つの会議が運営できるものとして要綱を定めておいたほうが、運営がスムーズにできるのではということで、定めてはどうかという提案でございます。

ここに書かれている第1条の趣旨、第2条の所掌事務の2点につきましては、法律の条文にそのまま書いてあるものを基本的に抜粋した形になっております。この中の第3条の2項目、構成員等で、構成員は先ほど①のときに説明しましたとおり、市長と教育委員会が構成員になりますけれども、会議は副市長及び関係する職員を同

席させることができるということで、この部分については、法律の定めが特にない部分ですので、会議の議事進行上、山武市においては副市長以下関係職員が同席して、この会議をやっていったほうが、会議として円滑な議事進行ができるということから、構成員を加えたところになっております。

第4条第1項、会議は市長が招集する、これは法律に書かれていますが、会議の議長となる部分は特段明記されている部分ではありませんので、この部分は要綱に基づいて定める形にしたいということでございます。

次の6ページ目になりますが、第7条第2項、この中で山武市ホームページに掲示しますということで、公表の方法について、ここでホームページに載せることで公表することを決めさせていただいております。

第8条、傍聴の規定、公開をなさいという法律の趣旨に基づきまして、会議に傍聴人を入れるときのルールについては、ここで詳しく定めるよりは、教育委員会の会議傍聴の規則がございますので、その例によって手続をとるという形で決めさせていただきました。

事務局については、補助執行の手続をとりまして、教育委員会事務局の教育部教育総務課が事務を行うというルールにしてございます。

こういった形で山武市の総合教育会議を設置し、運営していく要綱になっております。説明は以上です。

市長

ただいま事務局から説明がありました。要は設置要綱についてありますが、ご意見ございましたら、お願いします。

特に予算関係は総務部長、総務課長、財政課長も特に重要な権限を持っておりますし、教育委員会の職員もそれぞれの課長や室長さんも単なる説明員というよりは、我々の一体の会議としてご出席をいただいたほうがいいのかなと。

ですから、発言もその中でやっていただける形で要綱をつくってもらいました。そのほうがいいのかと思いますので、我々、教育委員さんと市長というだけではなく、それぞれ発言を自由にできる、討議をする形で進めていければと思います。そういった形でよろいでしょうか。

委員長

よろしく申し上げます。

市長 ありがとうございます。

小川委員 市長、1点よろしいでしょうか。

市長 どうぞ。

小川委員 第7条で、非公開とした部分を除き、山武市公式ホームページに掲載することにより行うものとするのですが、これは確かに、現在の世の中では、当然といえば当然なんですけれども、何でも載せていいものなのかどうかは、きちんと吟味をして、確認をして、そして公式ホームページに載せるという作業をしないと、違った問題が起こったり、混乱が起こったりするだろうと個人的には思います。

市長 ただいまのご意見は、公開の前に議事内容の確認ということについて、しっかりとやれと、そういうご意見でよろしいでしょうか。

小川委員 はい。

市長 大丈夫でしょうか。学校教育課長から何かありますか。

学校教育課長 「非公開とした部分」という文がありますので、公開をすべきことなのか、非公開にすべき内容なのかを精査すればよろしいかと。

市長 そこで区分けをする。それで、大丈夫だろうと。

学校教育課長 そういうことで理解をしているところでございます。

小川委員 ちょっとよろしいでしょうか。非公開というのは、プライバシーにかかわるといふふうに、限定されているようなところもあるではないですか。

本音で話し合えるという部分が、かなり少なくなってくるのではないかなと思って、そういう心配から申し上げたというところでございます。

市長 さきほど委員長からお話があった有事のときですよね。事が起こったときの問題とか、そういったときに、この会議を開いて、善後

策を練ったり、対応策をとる場合に、今のようなお話が出てくる可能性が非常に強いと思います。そのときに、会議そのものは公開を原則としていますよね。今の小川委員のお話だと、できれば会議そのものを非公開の会にという考え方も含まれますか。

小川委員 場合によっては、そういうことも考えられるのではないのかなと思います。

市長 事務局、その辺どうですか。

教育総務課長 この5ページ目の最後、第6条のところ、会議の公開という条がありまして、「会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる」という、この範囲の中で、今の小川委員のご懸念は大分解消されるのではないかなと、そういうことで考えています。

市長 小川委員、よろしいでしょうか。
会議の公正が害される、それから公益上必要がある、個人の秘密を保つ。これで大丈夫ですか。

小川委員 了解しました。

市長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

市長 それでは、この要綱でこの会議が開催されるので、よろしく願いします。

(2) 協議・調整事項

①山武市教育大綱の策定について

市長 それでは、総合教育会議そのものについては、これまでのご意見をいただいた中で取りまとまったと思いますが、次は、協議・調整事項として、山武市教育大綱の策定について、これを取り上げていきたいと思っています。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

資料の8ページ目をご覧くださいと思います。山武市教育大綱の策定についてでございます。

今回の法改正で、市はこの大綱を定めていくということが求められております。その法的根拠等がここに定められております。

黒丸のところからですが、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするということとしたということが、法第1条の3第1項が今回の改正で加わったということになっています。これを定めるときには、あらかじめ、総合教育会議において協議する、変更する場合も、この総合教育会議で協議をした上で定めることになっています。

定めて、変更した場合は、遅滞なく公表しなければならないということがその次の3項目に書かれていて、4項目は、これを定めることの意味合いについての解釈ですが、法第21条に規定する事務、これは教育委員会の権限が書かれている条が第21条にあるのですが、それを管理し、また執行する権限を与えるものではなく、あくまでも権限はそのままなんですけれども、市全体の教育の方向性は、教育委員会と市長が協議の上、大綱をつくっていくというものが今回定められたということになっています。

その下、点線の囲みの部分になりますけれども、このイのところ、先ほどの説明の中に、教育基本法第17条第1項の規定の基本的な方針を参酌して定めるとなっていますが、その2項目、規定する教育振興基本計画を地方公共団体によって定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が、大綱に該当すると位置づけることが考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員と協議・調整し、当該計画をもって大綱にかえることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないことというような、これは文科省のほうの通知の中に入っているものをここに掲げて、記載してあるんですけれども、市で、教育振興基本計画があれば、それをもって代えてもいいフレームになっています。

そういうことから、山武市の場合、教育委員会では、教育振興基本計画を策定してございます。今回、この9ページ目以降は、仮に教育振興基本計画をベースに策定した場合には、こんな感じになるのではないかと、いうものを、資料としてそれをつけさせていただ

たということになっています。

9ページ目ですけれども、山武市の現在策定している教育振興基本計画をベースに策定するとした場合は、これは平成27年度を始期として、教育振興基本計画の計画期間である平成32年度を終期とする。ただし、市の総合計画や国、県及び社会情勢の動向を踏まえ、適時改訂するものとして策定してみたらどうかというようなことが、ここに書かれています。

そのスケジュールとしましては、年3回ぐらいの協議を踏まえて、年度内に大綱を公表できればというようなスケジュールをここに書かせていただいています。

10ページ目、11ページ目、12ページ目ですけれども、これは、現在、山武市の教育振興基本計画の骨格の部分がここに掲示してあります。山武市教育の目指す姿として、教育理念が「学びの感動と、他人（ひと）を思いやる心を育み 未来をたくましく切り拓く自立した人づくり」、こういうようなものを理念として掲げて、その基本目標がその下に3つ掲げられております。

さらに、11ページ目には、教育理念を推進する4つの施策ということで、ここに4つ書かれていて、12ページ目には、重点施策として、そういう教育的な課題を解決するために、重点的に行う施策がその分野ごとに書かれているようなことが、今現在の教育振興基本計画の骨組みになっているというところでございます。

14ページ目以降ですが、他団体で現在策定済みになっている教育大綱の骨組みの部分のモデルとして、ここに書かせていただいております。それは教育振興基本計画をベースにした場合には、こんな並びでつくってある場合が多いという、そういう骨組みの部分です。

14ページ目には、「はじめに」ということで、市長の挨拶文が載っていて、大綱の策定の趣旨、背景が、あわせてそこに書かれていて、大綱の位置づけ、そして大綱の期間等はフロー図などで説明されている。教育の基本理念、そして教育振興基本計画に掲げている理念がここに載ってきて、その基本目標、施策の体系という、先ほど12ページまでの間に書かれているようなことがここに書かれていて、1つの大綱が書かれているというような形の骨組みになっています。

15ページ目から18ページ目までですけれども、それを山武市教育大綱に置きかえた場合には、こんな感じになるんじゃないかというのを参考としてつけさせていただきました。内容的には、基本的に先ほどと変わりません。大綱策定の趣旨、位置づけ、期間、18ペー

ジ目には目指す姿としまして、理念、目標、4つの政策、施策という形で並んでいるような感じになるのかなというところの形を、参考でつけさせていただいたところでございます。

8ページ目に戻りますけれども、法律で地方公共団体の長は、この大綱をつくる、教育に関する大綱を定めるということになっていて、それは国で定めた方針を参酌してつくる、地域の実情に応じてつくっていく。その際には、地方公共団体で現につくっているものがあるのだったら、それをもって代えても構わないと、そういうような流れになっているところでございます。

説明は以上でございます。

市長

要は、山武市教育振興基本計画をベースにして、この大綱を新たに策定するという方向でよろしいか、ということでのいいのでしょうか。

教育振興基本計画をつくっていただいておりますので、それをベースにして、これは事務局のほうで、そういった案をつくっていくということですか。

教育総務課長

もしそういう方向でよろしければ、次回以降に、また素案をつくってお示しして、ご意見をいただく。

市長

今日は、素案をつくる作業に入っていいかどうかということを決めればいいのですか。この山武市教育振興基本計画をベースに素案づくりに入ってよろしいかということですか。

まず、基本的にそれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

市長

特に、この際、基本計画に、考え方ということで、何かご意見があるのでしょうか、皆さんの中では。大丈夫でしょうか。教育長はどうですか。

教育長

基本的に大綱というのは、方針、大枠を決めるだけでいいものになります。その中で、今回、市長のほうで、この計画を大綱に代えるというご判断、お考えであるとすれば、教育振興基本計画をそっくりそのまま大綱に代えることもできるし、今、事務局案が出たように、教育振興基本計画の中から、基本的な部分を抜き出して大綱をつくっていくということも、考えられるという提案だと思うので

すが、市長としては、教育振興基本計画を大綱に代えるのではなくて、そこから新たな大綱を、それをベースにした大綱をつくるという考えでよろしいでしょうか。

市長

先に五木田委員お話をいただいてからにします。

五木田委員

大綱についての意見ですけれども、私は山武市教育振興基本計画ができているのだから、それは肉もあり、骨もあるから、その大綱というのは、肉をそいで、骨だけの部分で、私は十分、今まで皆さん苦勞して、ディスカッションしながらつくった山武市教育振興基本計画をあくまでもベースにすべきだと私は思います。

市長

ありがとうございます。私は、これまでおつくりいただいた基本計画を最大限尊重していきたいという考え方は一緒です。今、五木田委員からお話があったことで、事務局として考えているのは、肉と骨があると。大綱は、その肉づきのまま大綱にするというのが、新たにつくらなくていいということですよね。だとすれば、新たに肉づきの、要するに骨と肉と両方あって、肉がついたままでよければ、新たに変わる必要はない。五木田委員がおっしゃるように、肉はそぎ落してということであれば、新たにつくるということになりますよね。事務局が考えていることというのは。

教育総務課長

今の話で。事務局の考えは、骨の部分だけをもって大綱とするという形のものをお示ししたほうがいいのかと思っています。大綱そのものは、細かいところまで決めるものではなくて、大きな流れをお示しすればいいというものだと思いますので、ベースにある教育振興基本計画の中から、その骨組みの部分だけをお示しして、それをもって大綱とするような形を、今後示せばいいのではということ考えています。

市長

新たにという意味は、そういう意味で、要約したというか、骨組み、しっかりした骨組みをお示しするという形で、皆様方がこれまでおつくりいただいた教育振興基本計画をもとに、新たにつくる。それは肉をそいでという形の大綱をつくっていききたい。

私は、今の段階では、特にそういうのをつけ加えるというようなことを考えておりませんので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

市長

では、そういった形で素案の作成に入らせていただきたい。新たにつくりますが、新たにという意味はそういう意味だにご理解をいただければいいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 協議・調整事項

②市立小中学校の規模適正化・適正配置について

市長

次に、これは少し大変なのですが、今、小中学校の統合計画の説明をしてもらっていただいておりますが、規模の適正化・適正配置について、もう少し突っ込んだ方向性を決めておかないと、住民の皆さん方に説明がし切れないというような状況にあります。そういったことについて、今日、ここでご議論をいただきたいと思います。

どちらかという、将来の財政にかかわってくるものですから、学校の建設というのは結構厳しいものがあって、その辺をどういうふうに扱うかということで、この意見を統一していかなければいけないという問題でありますので、意見の交換を教育委員会とさせていただきたいと思います。事務局から、まず説明をしていただけますか。

教育総務課長

それでは、19ページ目をご覧くださいと思います。資料4の市立小中学校の規模適正化・適正配置についてでございます。

教育委員会では、あり方検討委員会を立ち上げて、そこで審議をしていただきまして、答申をいただきました。それが平成26年3月ですが、教育委員会で内容を確認し、それを踏まえた上で、その規模適正化・適正配置の基本方針を平成27年2月につくりました。それをもとに3月の7、8、15日の3日間で意見を聴く会ということで、中学校区単位6カ所で、市民や保護者の方を対象に説明会を開きました。6カ所で146人という参加者、1校当たり20人強ぐらいの人数、非常に少ない人数の中での説明会になってしまったということになると思います。

そういう中では、いつ統合するのか、優先順位はどうなるのか、学校はどこを使うのかというような年次計画に関する意見、通学環境が変わるので、スクールバス等の配慮があるのかどうか、そういう関係の意見、そういう意見のほかに、災害時における避難場所の

位置づけになっている学校がどうなるのか、学校という地域コミュニティに関しても欠かせないような中心的な存在であるということから、学校がなくなってしまうことに対する意見が結構多く出ました。あとは、学校がなくなることによって、その地域の魅力がなくなることから人口が減ってしまうのではないかと、学校の統廃合よりも、そういう人口増に関する施策というようなものに対する意見を、多くいただいたというような意見交換会になっておりました。

各会場で意見の多かった統合の時期ですとか、優先順位等につきましては、新市建設計画や財政計画との整合を図って、説明していく必要があるのではという回答をその場でしております。その他の廃校になる学校の避難所としての位置づけや、地域コミュニティ施設としての位置づけ等は、教育委員会だけでは判断できない事案になるので、市長部局との協議・調整を図って、改めてご説明するというような回答で、その場はしております。

スケジュールとしましては、市長部局との協議・調整をした後に、今後のより具体的な適正配置計画を12月ごろまでには作成し、年明けの2月から3月ぐらいに、また、保護者や市民の皆様にお示しして、説明会等を行う方向で考えています。

そういった中で、下段の点線で囲まれている部分になりますけれども、今後の課題・検討という部分で、教育委員会で考えていることとしましては、アとして、新市建設計画及び財政計画の見直しに係る調整ということで、校舎の建て替え等の予算の位置づけが必要になってくるということで、どうしても統廃合していくということになれば、建設、建て替え等々費用がかさんでいく。そういうものを計画の中にのせる調整がとれるかどうか、そういうのを明らかにしていかなければならないのでは、ということを考えています。

イとして、避難所としての位置づけである19校は、全て今、避難所になっています。それが私どもの計画ですと、将来的には小学校が6校、中学校が3校ということで、全部で9校になります。10校分減ってしまった分の避難所をどうするのかという、その部分についての方向性も、はっきりさせていかなければいけないという状況になろうかと思えます。

それと、廃校になる学校施設の跡地をどのように活用していくのか、それを理解してもらえるような活用方法はあるのかというところがもう1点として考えられます。

あと、エとして、まちづくりの視点というところでは、地域のコ

コミュニティーの中心ということを思っている方が多い学校なのですが、学校がまちづくりの各施策にどのように影響を及ぼすのか、というところの整理が必要になってくるのかなというところがございます。どうしてもそこを拠点、まちづくりの中心的存在という視点で考えている方にとってみて、学校の統廃合というのは、全く相反することなんじゃないかということでの意見を、強くこちらのほうにいただいておりますので、その点の整理をしていかななくてはいけないのかなということでもあります。

最後のオについては、保健福祉部のほうで、こども園整備も今やっている、そういう計画を立てている、そういう中で、学校の位置とこども園整備の考え方を、ある程度方向性をそろえなければいけないというところで考えていかなければ。それがある程度はっきりしないと、学校の統廃合の位置とか、時期とかというものに影響が出てくるのが想定される。学童保育についても調整していく必要があるということで、アからオの5つの点について課題があるのかなというところで今考えています。

次のページ、20ページから21ページ目には、学校の児童生徒数の推移の表をここに載せていただいております。

小学校については、平成27年度がちょうど真ん中になっています。今現在、合計で見ますと、一番下、児童数が2,291人の97学級あるというのが現状の数字になっています。これが33年度には、1,837人の82学級まで減少するというので、その減少の数は一番右側の表の下に載っていますけれども、454人の減で19.8%、約2割の減が見込まれるというような状況になっています。

中学校につきましては、21ページ目になりますけれども、真ん中、平成27年度、1,354人の生徒数で45学級あるものが、平成33年度には1,113人の36学級、平成39年度にはさらにまた減りまして、831人の28学級まで減っていくということで、中学校の平成39年と平成27年の対比でいきますと、523人(▲38.6%)の減少が見込まれるというような状況に今、至っているというような、そういう将来が見込まれる中で、教育委員会とすれば、規模を整えて、教育環境を整えていこうという方針で説明会をしていきたい。そういう中で、先ほど申し上げましたような、そういう課題をクリアしていかなければ、個々の説明会で具体的な説明に入っていけないのかなというところで、今回、協議の中に入れてさせていただいたというところがございます。

説明は以上です。

市長

事務局から今説明があったとおりで、そろそろ将来的に、具体的に学校統合をどのあたりから始めるか、それについて新しく学校をつくる必要があるのかどうかというところになってくると。

3つの大きな問題があると思いますが、1つは、統合も含めて、子どもたちの教育環境の確保について第一の課題がありますが、どちらかというところ、市長部局にかかわってくることで、コミュニティー形成の問題、これは、私は意見をトーンダウンするのですが、今、事務局の説明にもあったとおり、学校が地域のコミュニティーの中心であるという役割を果たしてきた、この機能が学校統合によってなくなってしまうということで、どちらかというところ、市長部局としてまちづくりの面からは、学校統合が必ずしも賛成ではないというところがあるんですが、これについては、子どもたちの教育環境を整えるというところからは、ちょっと私は言わないことにしているんですが。

それと同じようなことで、例えば地域防災の拠点だから学校をなくすな、こういうような声も地域から出ます。これについては、私もそのコミュニティーの問題で、まず第一に子どもたちの教育環境ということで考えるとすれば、避難場所なのだから学校をなくすなということと、子どもたちの教育環境を整える、これは別問題として考えましょうというふうに、機会があるごとに皆さん方にお話しすることにさせていただいています。

市長部局として、最大の課題は、将来の財政見通しと、学校建設という、やはり大きな事業になります。これが実現可能なプログラムをしっかりと示せるかどうかというところも、どちらかというところ、非常に慎重な将来の財政見通しをつくっていますので、ここが一番、非常に悩ましいところなのです。ただ、教育委員会とすると、そこをある程度しっかりと示さないと、なかなか地域の皆さん方に、これ以上話ができないという状況になるということなので、今日の中でそれがどこまで話ができるかわかりませんが、これは財政課長とか、前財政課長の総務課長、その辺の意見も述べていただきながら、できるだけ忌憚のないところでお話を聞かせていただいて、次に進んだ一歩に今日はできればと思います。

例えば、全く教育とは関係ないのですが、今、東金にあります、ごみ焼却場、これがあと十二、三年先に建て替えをする。同じ時期に松尾にあるごみ焼却場も建て替えの計画に入ります。ここで具体的な考え方として、「ああ、そうか」と私が思いましたのは、説明

を受けて、「なるほど、難しいな」と思ったのが、今までは行政が何かの設備、施設をつくる時には右肩上がりでしたから、例えば100トンのごみを処理できるようにというときには、将来的にもう少し余裕を見て、120トンの設備をつくりましょうということが当たり前に行われてきました。ところが、人口減少社会、経済縮小になってしまったものですから、見通しが全てマイナスになっていきます。ごみの処理量も、将来的に減少していくという中で新しく設備をつくります。そうすると、つくったときに最大の処理力。ところが、例えば今、1日100トン処理をするということになると、100トンの能力は確保しなければいけないのですが、それは必ず将来、過剰投資というか、過剰の設備になってしまう。こういう問題を全てに抱えるようになってしまいました。

教育も、学校を統合しましても、将来的には、またその学校が余るといような状況の中で、子どもたちの数が増えない限りはそういうふうになってしまいます。すぐには子どもたちの数が増える見込みが立ちませんので、そのあたりを考えていきますと、学校をつくるということに関しても、非常に慎重にやっていかなければいけない。人口が減っていきますと、それだけで交付税も減ってしまいますので、将来の見通しが非常に厳しくなっていくから、そういったところで、うちのほうの財政担当からしますと、なかなかすぐにやろうということをお示しすることが、今できていないということだと思っています。そのあたりで、学校を統合して新しい学校をつくるというのは大きな事業なものですから、そういったことが全ての施設の見通しに出てくる問題になります。

それから、この市が合併をして、ここまで10年間来ましたがけれども、それぞれコミュニティーをしっかりと守っていこうということで、市役所はこういうふうにできましたけれども、町役場、村役場がほとんど不要になる。そうすると、それを縮小といいたいでしょうか、壊さなければいけない。というときに必ず、壊しっ放しではどうしても住民の皆様方から、なかなか理解を得られないということで、新たな設備をつくるということ。これが将来、財政負担を伴うという点、十分承知はしておりますが、やはり町村合併そのものが、合併しないほうがよかったというようなことを考えるだけでは、合併の意味はありませんので、地域コミュニティーというのも守っていくというふうに、考えてやってきておりますが、学校もある意味ではそれと同じような考え方を、もう片方で基本としてはとりたいのですけれども、非常に財政的には難しいというような面があります。

そんな中で統合をする。統合そのものは学校の数を減らしていきますから、時代のすう勢に合っていると思いますが、それをどのように無駄がない形で実現をしていくかということで、これは知恵を絞っていけるところがあれば、それはそれでやっていかなければいけないと思っております。

そんな考え方の中でありますので、理想論を言ってもうまくいかないですね。これは、どっちがどういう意見を出すのですか。こっちから意見が出ますか。財政のほうから、教育委員会では何かありますか。どういうことを考えているか。では、こちらのほうからちょっと意見を述べさせていただきます。

財政課長

財政課の小川です。私自身も4年前、教育委員会で教育総務課長をやっていたりして、その当時つくったものが現在の教育振興基本計画になっています。教育振興基本計画で学校の統廃合と書いて以降、この統廃合の問題というのは本格的な議論が進み始めたのだと思っています。

財政のお話をさせていただくと、合併後10年が過ぎまして、本市の財政についても過渡期を迎えています。合併に伴いまして、以前からお話ししているように、10年間、交付税というものが保障されています。現在、山武市の財政規模としては、200から220億ぐらいで推移しています。財源としては、税が60億ぐらい、交付税については70億以上もらっています。この70億、収入の大きな部分なのですが、これが10年過ぎまして、5年間で削減されていくようになります。したがって、市の財政規模も縮減していくような、せざるを得ないような状態になっています。あわせて、合併の特例のもう1つの大きな特徴として、合併特例債というものがあります。起債を起こして、その7割が交付税で返ってくるという、非常に有利な起債です。簡単に言いますと、3分の2が補助みたいなものです。これを使って学校の統廃合をやっていこうと思っているのですが、ただ、いかんせん統廃合の学校の校数も多いですし、それを今回の財政計画の中におさめていけるかということ、非常に難しい問題だと思っています。

つくるほうについては、補助金も起債も充てられますけれども、壊すほう、残ったものをどうするかというのが大きなテーマでございまして、その施設をどうするか計画もあわせてつくっていかねばいけません。そちらについては、交付税も補助金もありませんので、ただの借金、市の持ち出しでやっていくような形になります。

もし壊すとすれば、その辺の兼ね合いの中で、どういう着地点を見つけていくのか、それを現実的な実施計画としてまとめていくことになります。

計画の策定スケジュールとしましては、今年度中に新市建設計画というのをまとめていきたいと思っています。新市建設計画は、今後10年間の財政計画とマッチしていますので、それを早急につくって、その中で一番大きなテーマが学校の統廃合というような位置づけとなります。

大きな事業としては学校の統廃合、そして、さんむ医療センターの建て替え問題がございます。また、こども園の問題。この3つの兼ね合いをとりながら着地点を見つけるというような作業スケジュールでございます。

以上です。

市長

今こちらから説明したのは、厳しいよという話だけになっちゃいますよね。その中で、病院も建て替えるという方向性を示さなければいけない。ですから、これもどのようにしたら建て替えられるのかということを考えながらやっていかなきゃいけません、いずれにしても、いずれ建て替えを必要としています。

それと、こども園もそうだという話、それは事務局からも話がありました、そういった全体的なことの中で、どのように当てはめていくのかということをしていかなければいけないという現状、現実のご理解をいただきたい。

合併に伴って、地域それぞれに、順番にやっていきたいと思いますものにつきましては、次年度、蓮沼の庁舎を壊しましたので、今まで考えていなかった高い建物を、津波からの避難も考えてつくるということを今計画しておりますが、それでとりあえず一回りお約束というか、地域コミュニティーの核をつくっていくという仕事は終わります。ですから、その後は今言いましたように、大きなものとしては学校、病院というようなところが考えられるかなということですから、学校建設も、我々としては学校建設を全部後回しにするということではなくて、大変重要な施策として当てはめていかなければいけないという中で、検討はしていきたいと思っていますが、これを時期的なものをお示ししながらつくっていくという作業を、教育長からも成東地区の中学校の統合にかかって、やはり新しい中学校をつくる必要が出てくるということと、それから大平小学校と蓮沼小学校、松尾小学校と豊岡小学校。この3つ。この時期的なも

のを明示できるようにしてほしいという話をいただきました。ここも、財政のほうでも、教育委員会としてのお考えだとそれは思いますので、これを計画の中にどうやって当てはめていくのか。

委員長

今の問題に関連して、ぜひ財政も含めて、市部局の皆さんにご理解いただきたいことをお話しさせていただきます。

今回の適正配置は、やはり学校の教育の現場を、いかにしたらよくなるかという前提で進めていますので、それは、もう既に案とすれば発表しましたというところがございます。今回、先ほど教育総務課長から話があったとおり、146人しか来なかったということは、非常にまだまだ興味が少ないと私は思っています。というのは、具体性がないからです。一応、大まかな計画は出しましたけれども、この学校とこの学校はどうするのだ、いつやるんだというところがないので、市民の方々からすると、まだまだうちのほうは先だなということで、なかなか会議に出てくれなかったというのが実態だと思います。具体的に、そういうところに参加した人からは、いつやるかという質問がありました。

今回、今、市長さんがおっしゃられたように、具体的に複式になっているところはどうか、それから、これからのところで中学校も、クラス替えができないような中学校をどうか、そういうところを先にせざるを得ないと思うし、使える学校はそのまま使う、そういうことも前提として、なるべくお金のかからない財政計画というか、統廃合計画を進めてきたと思っていますので、やはりここだけはしなきゃいけないと、先ほど教育長から伺ったということでもありますけれども、成東中学校の問題、それから豊岡小学校と松尾小学校の問題、大平小学校と蓮沼小学校の問題とかというところを、やっぱり早めていかないといけないので、具体的なスケジュールの中に当てはめていただきたいということを、ぜひお願いをしたいなと思っております。ですから、使える学校は使っていく、それはもちろん、頭に置いてのこれまでの検討経過だと私は思っています。

もし、ほかの委員さんで意見があれば。

小川委員

市長部局の立場もよく理解をしているつもりですが、お互いの立場が、教育委員会と市長部局で違うところが問題なので、理想論と言われればそれまでかもしれませんが、きちんと理想論を述べないといけないのかなど。我々は、果たして今の実態のことと今後も含

めて、子どものためになるのかどうかということで、議論をしてきたつもりでございます。学校というのは、これは、いつも私が言っているのですが、学力をつけることと社会性を身につけることだと思います。やがて子どもが、教育の究極の目標というのは自立なわけですから。何が言いたいのかというと、豊岡小学校のように複式が始まってしまったような状況下において、やはり私は学力と社会性、そして最後の自立という部分で阻害されるのではないのかなと思っています。ですから、冒頭に申し上げた、子どものためになるのかどうかということ考えたならば、やはり、統廃合やむなしと思います。

この先、委員長が言われたように、私はやれるところからやるべきだと思います。例えば、複式が始まった豊岡小学校をそのままにしておいてこれでいいのかという状況です。ですから、具体的な話をすれば、豊岡小学校と松尾小学校を一緒にするならば、松尾小学校の校舎を使えばいいわけであって、スクールバスを導入すれば、そんなにお金がかからないということです。

市長

松尾小学校も大分古いというお話をいただいて、松尾小学校は順番的には多分最後になるだろうと聞いている。

小川委員

ですから、やれるところはやって、あまり金のかからない状況から始めると。そういう形でスタートを切っていないと、やはり子どもにとっていい状況はないだろうと。これは教育委員会みんなの、私たちの考えだと思います。ですので、どこかでスタートを切らないと始まりません。

市長

今、地域創生で、とにかく地域の生き残りをかけて、これから山武市もプログラムを組んでやっていこうということの中で、やはり将来生き残る地域を、消滅しないようにということになると、次の世代を担ってもらい、しっかりと子どもたちを育てていかなければいけないという結論にいつてしまう。ですから、教育に力を注ぐということには必ずなっています。当山武市はそれをしっかりとやっていければと思っておりますから、そこは、私どもも教育委員会も同じ、そういうふうに思っています。

あと、例えば、学校をつくるにしても、うちのほうへつくってくれとか、それから、おそらく使える学校、例えば、偏ってこちらの学校を使う、いや、そうじゃなくて真ん中につくれとか、こういう

お話も出てくると思います。そういったところを我慢をしていただく場合も出てくるのかなと。そのあたりを市長部局と教育委員会でしっかりと意見をそろえておきませんと、住民の皆様方に説明はなかなかできないですね。みんな、どうしたって一番やりやすいのは、両方壊して、真ん中に今までよりもいい学校をつくりましょうというのだったら、住民受け入れますような話になってくる。でも、それに耐えられるかどうかというのが、おそらく我々の課題であります。

総務課長

山武市になってから合併した当初は統合計画があまりなくて、既存の学校の耐震化を一生懸命進めてきたという経緯があります。という中で、どの学校も、例えば体育館が新しかったり、また、耐震の工事、全ての学校終わっていますけれども、それについても起債を起こして、まだお金を返しているような状況もございます。そういった中でやっぱり、市長の言ったように2校を1校に、2つの校舎を壊して1つにするというのが、これが現実の問題かということになってきますと、どうしても、やっぱりそこは十分考慮していただく必要があると考えております。

どうしても私たち、さっき財政課長から病院の問題とか、お話ありましたけれども、持続可能な市政運営がやっぱり根本にありますので、その辺は十分に検討の中に加えていただきたいと考えております。

市長

ほかには何か。

委員長

よろしいですか。まず私どもは、その持続可能な検討はもちろんわかりますけれども、まず学校の適正配置をどうしようかという前提で統廃合の案を今回つくりました。ですから、具体的に今度示していかざるを得ないので、それを、どこを、まずこの時期に考えていますよということと言わないとスタートできない。もちろん、先ほどありました小学校の先生の配置も、中学校の先生の配置も、やはり二、三年前から方向性を出さないと配置もできないということなので、教育長から前も言われたということなのですが、成東中学校にしても、もう60年経つよと、それから松尾小学校にしても55年経つよという時期も出てきますと、大平小学校についても、もう60年近くになるよと、こういう話になってくるので、いずれにしても建て替えの時期ですと。建て替えの時期に、この統廃合をうまく

絡めると、文科省の補助金ももう少しいただけるようなこともあるので、それと連動して打ち出すことが必要ではないかと思っておりますので、ぜひともこの時期に、同一年度に3校なんて話ではないので、段階的な方向性を早めに出したほうがいいのかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長 ほかに、意見はありますか。

五木田委員 文科省は約60年ぶりに、いわゆる統廃合の、学級規模の適正規模のガイドラインを昨年度に示したわけですね。それで、私は蓮沼出身であります。現実問題として少子高齢化が進んでいるのが現実で、特に中学校の場合なんかは、昭和36年には450人もいた子どもたちが今、80人近いぐらいまで減少しているわけなんです。子どもたちの集まる学校の適正規模というのは、さっき小川委員が言ったように、子どもの学習環境を整えるという大人の使命を達成できるかできないかの問題でありますので、特に、豊岡小学校の複式の問題、蓮沼中学校の単学級の問題、これは早く解決してあげないと、子どもたちが教育の機会均等、ここら辺にかかってくるのではないかと私は危惧しております。

それで説明会を、答申を受けてから6カ所、6中学校区でやって、先ほど教育総務課長から説明がありましたが、146名という、地域によって温度差がすごくあるということですね。実際に子どもやお孫さんが学校にいる人と、もう全く学校とは疎遠になってしまった人たちの意見とは全然温度差が違うということでもあります。

そんなことで、私たち教育委員は答申を平成26年3月に受けてから、50時間ぐらい討議をしております。あくまでも、これはお金のことを念頭に入れて学校の配置を考えているわけではありませぬので、そこら辺はあくまでも子どもの教育環境を整えてあげるということでもあります。ですから、今まで討論、議論してきたことが水泡に帰さないように、ひとつ、市の幹部の皆さんのご高配をいただきたいと思います。思っております。

以上でございます。

市長 ありがとうございます。教育長、何かありますか。

教育長 先ほどらいでています、教育長から3校という話がありましたので、その辺ちょっと補足させていただきますが、必要性その他につ

いては、今、各委員さんからお話が出ているとおりでございます。今後の子どもたちの教育環境を整える上では、やっていかなければいけないということで、案を示させていただきました。その中で、今回具体例を出していかなくてはならないということで、優先順位をいろいろ考えてきております。その優先順位のつけ方としては、やはり複式学級が始まってしまっているところの解消ですとか、学校の老朽化に対応しなくてはならないというような、両方の面から考えながら、この統廃合について優先順位を考えてきているところ です。

今回、19校を9校にするという案の中で、どうしても急がなくては いけないというものが当然出てきます。それを考えていったときに、先ほどから、最大限、今ある施設を利用しながらやっていかな ければいけないという中で、できるだけ今ある学校は使っていくよ うな統合を考えております。

その中で、順番に見ていきますと、豊岡小学校が既に複式学級が 2学年2クラス出てきてしまっていて、これは解消しなくては いけないだろうということで考えている部分については、豊岡小学校を 松尾小学校と一緒にして、松尾小学校を使っていこうということが 1つございます。それから、蓮沼中学校と松尾中学校ですが、蓮沼 中学校では今年度から単学級化してしまっていて、非常に子どもた ちの数が少なくて、運営に影響が出ているということで、これも優 先順位が高くなってきている。あと、山武中学校につきましても、 平成32年度には山武南中学校が単学級化してしまうというような状 況の中で検討していますが、統合としては平成31年度ぐらいに、幾 つかの学校はもう、そういった状況から統合をしていかななくては いけないだろうと考えているところです。

その中で、大方の学校については、平成38年度以降に考えても何 とかなるだろうと考えています。というのは、中学校をとりあえず 先行させて環境を整えていくことが大事だと考えていまして、そう なってくると、その中で特に問題になっているのが、先ほどお示し した3校ということになるのですが、その3校につきましても、一 つは成東中学校と、成東東中学校の統合に絡む部分で、これは署名 の陳情が上がっているように、60年以上経っている学校をこのまま 使っていくことはできないということと、子どもたちの人数的なも のを考えて、今のところ平成35年ぐらいには新たな学校を建ててい く必要があるだろうという判断でお願いしているのが一つです。

それから、豊岡小学校と松尾小学校については、とりあえず松尾

小学校への統合でいけるのですが、松尾小学校そのものが、もう55年ぐらいたっている学校で、10年先ぐらいには、やはり新しくしていかなければならない状況に来ているということでございます。ですので、その老朽化というところから考えていきますと、とりあえず統合はするけども、そのさらに先になれば、建て替えを考えなくてはいけない。それが平成38年ぐらいをめどに考えていく必要が出てくる。

それから、もう一方の蓮沼小学校と大平小学校につきましても、とりあえず中学校を先行させていくことによって、この2校の小学校はまだすぐにはやらなくても大丈夫だろうと考えている中なのですが、これもまた、あと10年たつと60年という経過年数がたつてしまって、そのころには建て替えを考えなければいけない。そうすると、それもまた平成38年ごろということになります。

その平成38年ということになりますとその準備も含めて平成36年ぐらいには、その動きを出さなきゃいけないということになってきて、数ある統廃合計画の中で、この3校が今考えている10年の新市建設計画の中では、ある程度、検討を加えていただかなければならないものだろうと思っているところです。今後その10年の計画の中で、こういった課題を抱える学校3校について、財政的な面も含めて、今後の方針の中に組み入れていただきたいという要望なのですけれども、その辺のところをお願いしているところでございますので、ぜひその方向性を示していただければなと考えているところです。

よろしく申し上げます。

市長

ほかにはいかがでしょうか。今日これで結論というわけにはちょっといかない。いずれにしましても、子どもたちの教育環境を整えるのに統合を進めていくことについては、もう結論として出ていると。その方向に具体的にどうして進めていくかということの問題。それを財政は耐えうる計画にしていきたいということでもありますので、今、お話をいただきました。しっかりとこちらのほうとしては受けとめさせていただいて、その方向で調整を図れるかどうかを検討します。

あと、今回、この総合教育会議ができた大きな目的の中に、ややもすると、今まで教育委員会は理想論で、うちのほうはできない、金がないと、これのやりとりだけになって、現実的にやっぱり地方自治体にとりまして、教育に、この学校建設にかかるお金って大変

なものだと。この問題は、だからお互いが夢を言っているけれどもまとまりませんので、新しい建設計画をつくるという、教育委員の皆様方にも、学校建設についての市全体の財政についてご理解をいただく中で議論をさせていただければと思います。こちらのほうはできませんというお話ではなく、今お話しいただいたことを受けとめて、位置づけを検討させていただくということに、今日とはどもめさせていただきます。

もう一つお願いをしなければいけないのは、おそらく子どもたちにとっては学校統合を進めることが必要なのではと思うのですが、保護者の方々や地域の方々からすると、抱き合わせですね、言ってみれば。条件として新しい学校をつくるのだったら、統合はいいよとかという話が出てくると。このことをやることで、財政的に無理だとかいう話の中でやっていくと、統合そのものがないということも出てくる可能性もありますので、子どもたちの環境を整える仕事と、新しい学校をつくるということを、ある意味では切り離して考えることも必要。

それから、財政的に時期を見て、この時期にやるべき、それが長い目で見ると必要だということもあると思いますが、住民サイドはどうしても新しいものをつくって統合ならいいよという話になったときに、じゃ、統合ができないということになってはいけないと思いますので、できるだけその辺は、統合は統合、新しい学校は新しい学校というふうに分けて考える必要も、これはあるのかなと私どもとしては思わざるを得ない。いかがでしょう、その辺については。

小川委員

まさにそうだと思います。ない袖は振れませんから。いわゆる新市建設計画がどういう形で市長部局のほうから出てくるのか、それらをすり合わせながらという形になろうかと思っています。

意見を聴く会の参加者が146人ということですが、私は集まってきた方々は、ほとんどが、やはり反対の人たちが集まってきたと。まあ、いいだろうという方々はそんなには来なかったのだと思います。

ですから、さまざまな意見がありましたけれども、教育長からも報告があったかと思いますが、もっと丁寧な説明の仕方をしていくという方向性で今、考えて、教育委員会として議論を進めたい、そのような形でいきたいなと思っています。

市長

いずれにしても、具体的に進める中で、学校建設も避けて通

れないということについての認識は、我々もしっかりと持ちます。ですから、それを計画の中に当てはめるのを、ちょっと置くということではなくて、しっかりとその中で位置づけを考えざるを得ないと思いますので、ご議論、また場を持って、別の案が出る可能性もありますけれども、うちのほうとしても、実現できる計画を当てはめるということの中で受けとめさせていただいて、具体的な、じゃ、いつまでにどこをとという計画に当てはめていこうと思っています。まさにこの会議はそういった目的を持っておりますので、次の会議あたりではそれを具体にお話しできるようにしていかなくちゃいけないということでもよろしいですか。

教育長

今、おっしゃられたとおり、こちらの案について一応受けとめていただいて、検討をさせていただくということなので、そのとおり進めさせていただきたいと思いますが、教育委員会として今、説明を徐々に、それぞれに進めていく中で、ある程度、今言った3校程度の必要なものについては、検討しているということではお伝えしてもよろしいのでしょうか。はっきりとした答えは出ないにしても、今こういうことで進めていると。

市長

説明をして実現できないというのは避けたいのです。ですから実現に向けて最大限の努力をしますし、その前に実現可能な案をしっかりとつくっていかなければならないと。特に新しい、一番可能性の高いのは、こちら側の、例えば財政的なものを考えれば、今ある学校を利用して、そこに吸収ができれば、それがまず一番いいわけです。次に、今ある学校を少し大きくしたい、同じ場所だという、土地も少し買い求めてもいいのですが、というところは可能性が高いです。それをこっちの学校もやめ、こっちの学校もやめ、壊すお金は、さっき言っていたように全部単費でやらなければいけない。で、新しい土地を今までよりも、当然大きくして、そこに新しい建物と。これが一番難しいわけです。

ですから、皆さん方が、こっちもやめて、こっちもやめて新しく場所をつくりましょうというイメージを持たれて、結局はその土地もまとまらない、予算もなかなか立たないというふうになると大変遅れてしまうことになりますから、いずれにしても私は実現可能な案を、やっぱり皆さん方にご理解をいただかなければいけないと思っています。

例えば、今の成東中学校と成東東中学校のことについても、今の

成東中学区だったら、成東中学校のところにつくってもらいたいとか、下のほうはできるだけ下のほうにつくってもらいたい、こういう2つに分かれてしまって、現実には、じゃ、成東中学校は手狭ですよ。できればもうちょっと大きくしたい。成東東中学校も現実的には広げられない状況でしたよね。校庭は広げられませんよね。そうすると、どうするかとかいうのは具体的な問題に入っていくと思います。

いずれにしても、統合するとき新しい校舎をどこかに作りましょうというお話をすることで、皆さんにご理解を求めるということについては、いわゆる条件みたいなものになっていっちゃうので、それがないと統合を受け入れないよという、今度は教育委員会で考えている、子どもたちのための環境をよくするということと、それから、自分たちの考えているような地域に、自分たちの考えているような学校をつくるのが条件だよという話になってくると、そこにはちょっと相入れないものも私は出てきてしまうと思います。

お互いに教育委員会、私たちのほうといたしましても、子どもたちの教育を最大限、最優先で考えていくということになれば、地域の方、ご父兄の方々にも、その最大限、子どもたちのために譲れるところは譲っていただかなければなりませんので、そのところを説明の中では、こんな条件出すから統合を受け入れてくださいというお話には、してほしくないというのが私のほうではあります。

教育長

よくわかりました。だから条件を示すということではなくて、教育委員会としての考え方の方向性としてお示しするということで問題ないでしょうか。

市長

ニュアンスが非常に難しい。ニュアンスが難しいので、また、これは説明の仕方について、教育委員会が実際に説明に当たられていますので、そこについては、ちょっと教育長と私で意見を調整しながら、できるだけ説明が滞らないようにさせていただくということ、このニュアンスを合わせていくという作業をさせていただくということ、いいですか。

小川委員

そうしてください。

市長

はい。

小川委員 そうでないと話がとひとり歩きしてしまうので。

市長 はい。そうさせていただきたいと思います。

小川委員 お願いします。

市長 いずれにしても、計画の中に、学校建設もそろそろ入れていかなければいけないだろうということについては、我々として受けとめさせていただきたいと思います。

(2) 協議・調整事項

③その他

市長 その他ということで、まず、教育委員会から何かございますか。

教育総務課長 すいません、事務局から。今後の予定なのですが、第2回としましては、8月ぐらいに先ほどの大綱の方向性が決まりましたので、素案をそこでお示しできればなということと、今後の課題等、あるいは学校の統廃合の関係につきましては、また引き続きご協議をいただければということで、8月ぐらいを予定しておりますので、詳細をまた調整させていただきますので、よろしくをお願いします。

高柳委員 市長、その他でちょっとよろしいですか。先ほどの大綱の件ですが、すいません。時期を逸しまして。この大綱は一般向けにも出ていきますよね。

市長 はい。

高柳委員 そうすると、「はじめに」、「趣旨」、「位置づけ」と来るのが普通なんでしょうが、「基本理念」、「基本目標」を先に出してそのあとに、「体系」、「趣旨」、「位置づけ」と続いていくようにしたらどうかなと思ひまして。

14ページに順序が書いてあります。骨子のパターンを案として出していたらあるんですが、この順序を「基本理念」からはじめたらどうかということです。一応意見としてださせていただきました。

市長 ありがとうございます。教育振興基本計画の中の順番はどうなんでしょうか。

教育総務課長 順番は、10ページ目の書きぶりになっていまして、10、11ページ目、「理念」、「目標」、「政策」、「施策」。大きいところから並んでいる形になっています。高柳委員がおっしゃっているような並びにはなっていません、教育振興基本計画の並びになっています。

市長 それで、14ページに書いてあるのはそれとは違うということですか。

教育総務課長 これは一般的にほかの団体がやっている例だとかこういう骨組みになっていますという例をここに示させていただいたので、高柳委員のようなご意見があればそういう形で一回お示しするのは全然構いませんので、こちらのほうでそれは考えて、次回のおきにお示しさせていただければと考えています。

市長 今のお話ですけど、要するに基本理念というものを一番最初に持ってこないと、趣旨だとか、そんなことから始めると事務的なものになっちゃうということでしょうか。思いが届かないとか、そういうことでしょうか。

高柳委員 そうですね。初めから終わりまでしっかりと見る方って少ないじゃないですか。それにかかわっている人は見ますけれど、でも、一般的には教育大綱って何が書いてあるのかを見たときに、この理念がぼっと出てきたり、具体的なものが出てきたりしたほうが、みんなに浸透しやすいということです。

教育長 この大綱の案について、教育委員会事務局のほうで案をつくらせていただくということであれば。この事務局案をつくるに当たって、委員さん方のご意見を伺いながら作成をさせていただくということでもよろしいでしょうか。そういうことであれば今の高柳委員、ほかの委員にも聞きながら進めさせていただきたいと思います。

市長 高柳委員、よろしいですか。

高柳委員 はい。

市長

それでは、ほかにはございますか。③のその他はこれでよろしいですか。では、私の役目はこれで終わります。ありがとうございました。

◎その他

教育部長

ありがとうございました。それでは、次第の5ですけれども、その他について何かございますか。特になければ、以上で平成27年度第1回山武市総合教育会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

◎閉 会 午前11時50分